# 文教福祉委員会

令和6年7月1日

# 1 議案審査

- (1) 議案第29号 千代田区家庭的保育事業等の認可に係る設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 【資料】
- (2)議案第30号 千代田区指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介 護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準 に関する条例 及び 千代田区地域包括支援センターにおける職員 等の基準に関する条例の一部を改正する条例 【資料】

# 2 報告事項

【子ども部】

(1)神田さくら館における子育てひろばの実施について

【資料】

# 【保健福祉部】

(1)令和6年度 敬老会の実施について

【資料】

3 その他

# 千代田区家庭的保育事業等の認可に係る設備及び 運営に関する基準を定める条例の一部改正について

#### 1 改正趣旨

「千代田区家庭的保育事業等の認可に係る設備及び運営に関する基準を定める条例」は、家庭的保育事業等に従事する保育士等の数に係る基準(以下「年齢別職員配置基準」という。)について、児童福祉法第34条の16第2項の規定により従うこととされている内閣府令に定める年齢別職員配置基準に従って定めている。今般、同令に定める年齢別職員配置基準が改正されたため、改正後の当該年齢別職員配置基準に従って同条例に定める年齢別職員配置基準を改正するものである。

#### 2 改正内容

小規模保育事業所A型、小規模保育事業所B型、保育所型事業所内保育事業 所及び小規模型事業所内保育事業所における3歳以上児に係る年齢別職員配 置基準を、次の表のように改める。

	2000 7100000	
年齢区分	改正前	改正後
満3歳児	おおむね <u>20 人</u> につき 1 人	おおむね <u>15 人</u> につき 1 人
満4歳以上児	おおむね <u>30 人</u> につき 1 人	おおむね <u>25 人</u> につき 1 人

3 新旧対照表 別紙のとおり

4 施行期日 公布の日

#### 新旧対照表(抄)

# ○千代田区家庭的保育事業等の認可に係る設備及び運営に関する基準を定める条例

#### 新(改正後)

(職員)

#### 第29条 (現行に同じ。)

- 2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、 当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以 上とする。
  - (1)及び(2) (現行に同じ。)
  - (3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おお むね15人につき1人(法第6条の3第10項第 2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。 次号において同じ。)
  - (4) 満4歳以上の児童 おおむね25人につき 1人
- (現行に同じ。) (職員)

第31条 (現行に同じ。)

- 2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる乳幼児2 の区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に 1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保 育士とする。
  - (1)及び(2) (現行に同じ。)
  - (3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おお むね15人につき1人(法第6条の3第10項第 2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。 次号において同じ。)
  - (4) 満4歳以上の児童 おおむね25人につき 1人
- (現行に同じ。)

(保育所型事業所内保育事業所の職員)

#### 第44条 (現行に同じ。)

- 当該各号に定める数の合計数以上とする。ただ し、保育所型事業所内保育事業所一につき2人 を下回ることはできない。
  - (1)及び(2) (現行に同じ。)
  - (3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おお むね15人につき1人(法第6条の3第12項第 2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。 次号において同じ。)
  - (4) 満4歳以上の児童 おおむね25人につき 1人
- 3 (現行に同じ。)

(小規模型事業所内保育事業所の職員)

#### 第47条 (現行に同じ。)

2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる区分に 2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる区分に 応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加え た数以上とし、そのうち半数以上は保育士とす る。

# 旧(現 行)

(職員)

第29条 (略)

- 当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以 上とする。
  - (1)及び(2) (略)
  - (3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おお むね20人につき1人(法第6条の3第10項第 2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。 次号において同じ。)
  - (4) 満4歳以上の児童 おおむね30人につき 1人
- (略) (職員)

第31条 (略)

- 保育従事者の数は、次の各号に掲げる乳幼児 の区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に 1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保 育士とする。
  - (1)及び(2) (略)
  - (3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おお むね20人につき1人(法第6条の3第10項第 2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。 次号において同じ。)
  - (4) 満4歳以上の児童 おおむね30人につき 1人
- (略)

(保育所型事業所内保育事業所の職員)

#### 第44条 (略)

- 2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、 当該各号に定める数の合計数以上とする。ただ し、保育所型事業所内保育事業所一につき2人 を下回ることはできない。
  - (1)及び(2) (略)
  - (3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おお むね20人につき1人(法第6条の3第12項第 2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。 次号において同じ。)
  - (4) 満4歳以上の児童 おおむね30人につき 1人
  - (略)

(小規模型事業所内保育事業所の職員)

#### 第47条 (略)

応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加え た数以上とし、そのうち半数以上は保育士とす る。

- (1)及び(2) (現行に同じ。)
- (3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね15人につき1人(法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。)
- (4) 満4歳以上の児童 おおむね<u>25人</u>につき1人
- 3 (現行に同じ。)

# 附 則

<u>この条例は、公布の日から施行す</u>る。

- (1)及び(2) (略)
- (3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね20人につき1人(法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。)
- (4) 満4歳以上の児童 おおむね30人につき1人
- 3 (略)

千代田区指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例及び千代田区地域包括支援センターにおける職員等の基準に関する条例の一部改正について

# 1 改正理由

介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)の一部が改正され、地域包括支援センターの職員に関する基準等を改める必要があることに伴い、関連する条例の一部を改正する。

#### 2 改正の内容

- (1) 介護保険法施行規則の改正に伴う引用条項改正 介護保険法施行規則第140条の66第1号ロ(2)に規定されていた地域包括支 援センターの定義規定が改正により同号イに改められたため、改正する。
- (2) 地域包括支援センターの職員に係る基準及び当該職員の員数に関する基準 介護保険法施行規則第140条の66第1号に規定する、自治体が条例を定め るに当たって従うべき地域包括支援センターの職員に係る基準及び当該職員の 員数に関する基準が改正されたことにより、改正する。

# 3 施行期日

公布の日から

#### 4 新旧対照表

別紙のとおり

#### 新旧対照表

○千代田区指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のため の効果的な支援の方法の基準に関する条例

#### 新(改正後)

○千代田区指定介護予防支援等の事業の人員 及び運営並びに指定介護予防支援等に係る 介護予防のための効果的な支援の方法の基 準に関する条例

(指定介護予防支援の業務の委託)

- 第15条 地域包括支援センターの設置者である指定<mark>第15条 地域包括支援センターの設置者である指定</mark> 介護予防支援事業者は、法第115条の23第3項の規 定により指定介護予防支援の一部を委託する場合 には、次の各号に掲げる事項を遵守しなければな らない。
  - (1) 委託に当たっては、中立性及び公正性の確 保を図るため地域包括支援センター運営協議 会(介護保険法施行規則第140条の66第1号イ に規定する地域包括支援センター運営協議会 をいう。)の議を経なければならないこと。た だし、緊急かつやむを得ない場合は、この限り でない。
  - (2) 委託に当たっては、適切かつ効率的に指定 介護予防支援の業務が実施できるよう委託す る業務の範囲や業務量について配慮すること。
  - (3) 受託者は、指定介護予防支援の業務に関す る知識及び能力を有する介護支援専門員が従 事する指定居宅介護支援事業者でなければな らないこと。
  - (4) 受託者に対し、指定介護予防支援の業務を 実施する介護支援専門員が、第3条、この章及 び次章の規定を遵守するよう措置させなけれ ばならないこと。

#### 旧(現 行)

○千代田区指定介護予防支援等の事業の人員 及び運営並びに指定介護予防支援等に係る 介護予防のための効果的な支援の方法の基 準に関する条例

(指定介護予防支援の業務の委託)

- 介護予防支援事業者は、法第115条の23第3項の規 定により指定介護予防支援の一部を委託する場合 には、次の各号に掲げる事項を遵守しなければな らない。
- (1) 委託に当たっては、中立性及び公正性の確 保を図るため地域包括支援センター運営協議 会(介護保険法施行規則第140条の66第1号ロ (2)に規定する地域包括支援センター運営協 議会をいう。)の議を経なければならないこと。 ただし、緊急かつやむを得ない場合は、この限 りでない。
- (2) 委託に当たっては、適切かつ効率的に指定 介護予防支援の業務が実施できるよう委託す る業務の範囲や業務量について配慮すること。
- (3) 受託者は、指定介護予防支援の業務に関す る知識及び能力を有する介護支援専門員が従 事する指定居宅介護支援事業者でなければな らないこと。
- (4) 受託者に対し、指定介護予防支援の業務を 実施する介護支援専門員が、第3条、この章及 び次章の規定を遵守するよう措置させなけれ ばならないこと。

○千代田区地域包括支援センターにおける職員等の基準に関する条例

新(改正後)

員等の基準に関する条例

○千代田区地域包括支援センターにおける職

○千代田区地域包括支援センターにおける職 員等の基準に関する条例

旧(現 行)

(基本方針)

(基本方針)

- 第3条 地域包括支援センターは、その職員が協働第3条 地域包括支援センターは、その職員が協働 して包括的支援事業を実施することにより、各被 保険者の心身の状況、その置かれている環境等に 応じて、介護給付等対象サービスその他の保健医 療サービス又は福祉サービス、権利擁護のための 必要な援助等を利用できるように導き、各被保険 者が可能な限り、住み慣れた地域において自立し た日常生活を営むことができるようにしなければ ならない。
- 2 地域包括支援センターは、地域包括支援センタ 2 地域包括支援センターは、地域包括支援センタ 一運営協議会(介護保険法施行規則(平成11年厚 生省令第36号。以下「省令」という。)第140条の <u>66第1号イ</u>に規定する地域包括支援センター運営 協議会をいう。以下同じ。)の意見を踏まえて、 適切、公正かつ中立な運営を確保するものとする。

(職員に関する基準)

- における第1号被保険者の数がおおむね3,000人 以上6,000人未満ごとに置くべき専らその職務に 従事する常勤の職員の員数(地域包括支援センタ 一運営協議会が第1号被保険者の数及び地域包括 支援センターの運営の状況を勘案して必要である と認めるときは、常勤換算方法(当該地域包括支 援センターの職員の勤務延時間数を当該地域包括 支援センターにおいて常勤の職員が勤務すべき時 間数で除することにより、当該地域包括支援セン ターの職員の員数を常勤の職員の員数に換算する 方法をいう。)によることができる。次項におい て同じ<u>。</u>) は、原則として次のとおりとする。
  - (1) 保健師その他これに準ずる者 1人
  - (2) 社会福祉士その他これに準ずる者 1人

- して包括的支援事業を実施することにより、各被 保険者の心身の状況、その置かれている環境等に 応じて、介護給付等対象サービスその他の保健医 療サービス又は福祉サービス、権利擁護のための 必要な援助等を利用できるように導き、各被保険 者が可能な限り、住み慣れた地域において自立し た日常生活を営むことができるようにしなければ ならない。
- 一運営協議会(介護保険法施行規則(平成11年厚 生省令第36号。以下「省令」という。) 第140条の 66第1<u>号口(2)</u>に規定する地域包括支援センター 運営協議会をいう。以下同じ。) の意見を踏まえ て、適切、公正かつ中立な運営を確保するものと する。

(職員に関する基準)

第4条 一の地域包括支援センターが担当する区域|第4条 一の地域包括支援センターが担当する区域 における第1号被保険者の数がおおむね3,000人 以上6,000人未満ごとに置くべき専らその職務に 従事する常勤の職員の員数は、原則として次のと おりとする。

- (1) 保健師その他これに準ずる者 1人
- (2) 社会福祉士その他これに準ずる者 1人

- (3) 主任介護支援専門員(省令第140条の66第1 号イ(3)に規定する主任介護支援専門員をい う。) その他これに準ずる者 1人
- 2 前項の規定にかかわらず、地域包括支援センタ ー運営協議会が地域包括支援センターの効果的な 運営に資すると認めるときは、複数の地域包括支 援センターが担当する区域を一の区域として、当 該区域内の第1号被保険者の数について、おおむ ね3,000人以上6,000人未満ごとに同項第1号から 第3号までに掲げる常勤の職員の員数を当該複数 の地域包括支援センターに配置することにより、 当該区域内の一の地域包括支援センターがそれぞ れ同項の基準を満たすものとする。この場合にお いて、当該区域内の一の地域包括支援センターに 置くべき常勤の職員の員数の基準は、同項第1号 から第3号までに掲げる者のうちから2人とす る。
- 3 第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれ2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれか かに掲げる場合には、地域包括支援センターの人 員配置基準は、次の表の左欄に掲げる担当する区 域における第1号被保険者の数に応じ、それぞれ 同表の右欄に定めるところによることができる。
  - (1) 担当する区域における第1号被保険者の数 がおおむね3,000人未満の地域包括支援センタ ーを設置する場合
  - (2) 人口規模にかかわらず、地理的条件その他 の条件を勘案して特定の生活圏域に一の地域 包括支援センターを設置することが必要であ ると地域包括支援センター運営協議会におい て認められた場合

担当する区 域における 第1号被保	人員配置基準
	第1項第1号から第3号まで に掲げる者のうちから1人又 は2人

(3) 主任介護支援専門員(省令第140条の66第1 号イ(3)に規定する主任介護支援専門員をい う。) その他これに準ずる者 1人

- に掲げる場合には、地域包括支援センターの人員 配置基準は、次の表の左欄に掲げる担当する区域 における第1号被保険者の数に応じ、それぞれ同 表の右欄に定めるところによることができる。
- (1) 担当する区域における第1号被保険者の数 がおおむね3,000人未満の地域包括支援センタ ーを設置する場合
- (2) 人口規模にかかわらず、地理的条件その他 の条件を勘案して特定の生活圏域に一の地域 包括支援センターを設置することが必要であ ると地域包括支援センター運営協議会におい て認められた場合

担当する区	
域における	
第1号被保	人員配置基準
険者の数	
おおむね	前項第1号から第3号までに
1,000人未満	掲げる者のうちから1人又は
	2 人

おおむね	第1項第1号から第3号まで
1,000人以上	に掲げる者のうちから2人
2,000人未満	(うち1人は専らその職務に
	従事する常勤の職員とす
	る。)
おおむね	専らその職務に従事する常勤
2,000人以上	の <u>第1項第1号</u> に掲げる者1
3,000人未満	人及び専らその職務に従事す
	る常勤の同項第2号又は第3
	号に掲げる者のいずれか1人

4 地理的条件やその他の条件により一の地域包括 3 地理的条件やその他の条件により一の地域包括 支援センターが担当する区域における第1号被保 険者の数がおおむね6,000人を超える場合の人員 配置基準は、第1項に定める職員の員数に、次の 表の左欄に掲げる担当する区域における第1号被 保険者の数に応じ、それぞれ同表の右欄に定める 員数を加えるものとする。

担当する区	
域における	1. 吕斯] 學 甘 潍
第1号被保	人員配置基準
険者の数	
おおむね	第1項第1号から第3号まで
7,000人未満	に掲げる者のうちから1人又
	は2人
おおむね	第1項第1号から第3号まで
7,000人以上	に掲げる者のうちから2人
8,000人未満	(うち1人は専らその職務に
	従事する常勤の職員とす
	る。)
おおむね	専らその職務に従事する常勤
8,000人以上	の第1項第1号に掲げる者1
9,000人未満	人及び専らその職務に従事す
	る常勤の同項第2号又は第3
	号に掲げる者のいずれか1人

おおむね	前項第1号から第3号までに
1,000人以上	掲げる者のうちから2人(う
2,000人未満	ち1人は専らその職務に従事
	する常勤の職員とする。)
おおむね	専らその職務に従事する常勤
2,000人以上	の <u>前項第1号</u> に掲げる者1人
3,000人未満	及び専らその職務に従事する
	常勤の同項第2号又は第3号
	に掲げる者のいずれか1人

支援センターが担当する区域における第1号被保 険者の数がおおむね6,000人を超える場合の人員 配置基準は、第1項に定める職員の員数に、次の 表の左欄に掲げる担当する区域における第1号被 保険者の数に応じ、それぞれ同表の右欄に定める 員数を加えるものとする。

担当する区	
域における	人吕和罢甘淮
第1号被保	人員配置基準
険者の数	
おおむね	第1項第1号から第3号まで
7,000人未満	に掲げる者のうちから1人又
	は2人
おおむね	第1項第1号から第3号まで
7,000人以上	に掲げる者のうちから2人
8,000人未満	(うち1人は専らその職務に
	従事する常勤の職員とす
	る。)
おおむね	専らその職務に従事する常勤
8,000人以上	の第1項第1号に掲げる者1
9,000人未満	人及び専らその職務に従事す
	る常勤の同項第2号又は第3
	号に掲げる者のいずれか1人

# 神田さくら館における子育てひろばの実施について

#### 1 概要

区は、乳幼児及びその保護者が遊んだり、交流したりする場として子育てひるば事業を実施し、地域の子育て支援機能を総合的に推進し充実させることで乳幼児及び家庭の福祉向上を図っており、令和6年度は神田さくら館7階を臨時的に活用し、子育てひろばを実施する。

# 2 実施内容等(予定)

# (1) 開設期間

・ 令和6年9月下旬頃から令和7年3月まで

# (2) 実施日等

・ 毎週火曜日・水曜日・木曜日の午前10時から午後4時まで (祝日や年末年始は神田さくら館が休館のため実施しない)

#### (3) 実施内容

- ・ 乳幼児が遊べるスペース及び親子のための休憩室(飲食可)を設置
- ・ 乳幼児向けのリズム遊びや体操などのプログラム、行事等を実施
- ・ 保護者のおしゃべりタイムや職員による子育て相談への対応 等
- ※ 具体的内容については広報千代田9月5日号で周知予定

#### 3 その他

令和7年度以降についても神田公園地区の公共施設を活用するなどし、事業 を継続する予定

# 令和6年度 敬老会の実施について

#### 1 日 時

令和6年9月17日(火)

第1回 15時~16時(14時開場) 富士見、和泉橋地区

令和6年9月18日(水)

第2回 11時~12時(10時開場) 神保町、神田公園、万世橋地区

第3回 15時~16時(14時開場) 麹町地区

# 2 会 場

ヒューリックホール東京(千代田区有楽町2-5-1 有楽町マリオン11F)

# 3 対 象

令和7年3月31日時点で75歳以上の方

# 4 公演スケジュール

午前	9/18 (第2回)
10:00	開場開会
11.00	国歌・区歌斉唱
	区長・議長挨拶
11:10	演芸(50分)
12:00	閉会

※今年度も小学生の出演はなし

# 午後 9/17 (第1回)、9/18 (第3回)

14:00 開場

15:00 開会

国歌•区歌斉唱

区長・議長挨拶

15:10 演芸(50分)

16:00 閉会

# 5 演芸内容

コロッケによる、ものまねショー

#### 6 座 席

当日の会場での安全確保のため、全席指定席とする。

# 7 申込方法等

- 対象の方全員に案内状を送付し、郵送・電話・Web フォームにより申込を受け付ける。
- 付添人・介助者の入場は可能だが、事前の座席確保は行わない。(ただし、車椅 子の方に限り、1名分の介助者席を用意)

# 8 送 迎

公共交通機関の利用が難しい方のために、区が送迎バスを手配する。(事前申込制) なお、車いすの方の送迎は、これまで通り行わない。

# 9 当日ご参加の方への配布物

プログラム、お茶 (ペットボトル)、和菓子を会場での受付時にお配りする予定

# 10 周知方法

対象者へ送付する「申込み案内」とともに、以下の方法にて周知

- ・広報千代田7月5日号、8月5日号、9月5日号への掲載(予定)
- ・区ホームページへの掲載
- ・高齢者あんしんセンター、相談センター、高齢者活動センターなどへの周知依頼
- ・民生・児童委員等地域関係者への周知依頼

# 11 今後のスケジュール

7月下旬:対象者への「申込み案内」発送

8月下旬:申込み受付締め切り 9月上旬:座席チケット発送